

神戸情報大学院大学

平成 23 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 24 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、神戸情報大学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

自己点検・評価を恒常的に行う体制を確立し実施するとともに、その結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につながるシステムを構築し、平成 28(2016)年 7 月に進捗状況を含めて報告書（根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

大学は、電子専門学校（専修学校）を母体とし、平成 17(2005)年に開学した 1 研究科、1 専攻（専門職学位課程：入学定員 30 人）からなる専門職大学院大学であり、附属施設として「メディアセンター兼図書館」が設置されている。

基本理念及び大学の目的は明確に定められており、学校案内、学生便覧及びホームページなどに掲載され、広く学内外に周知されている。

専門職大学院大学における教養教育を「人間力」というコンセプトで推進しており、主として入学前から実施される「特別集中講義」と「ヒューマンスキル科目群」で行うほか、さまざまな分野で活躍する外部講師を招へいして特別講演会も開催している。

教育目的を達成するための教育課程の編成方針は、基礎領域から専門領域に進み、育成する人材像に到達する教育アーキテクチャとして全体的にふかんできるように図式化されている。授業科目が 2 か月単位で完結する短期集中型の 6 学期制の採用、講義・演習科目で十分な知識を習得してから実験・実習科目で技術を体得できるカリキュラム設計などの工夫がなされている。

アドミッションポリシーは明確に規定されており、募集要項、学校案内及びホームページに掲載され、適切に運用されている。専任教員が「学習アドバイザー」として学生支援に当たっている。

専任教員数、教授数は設置基準に定められた数が確保され、実務家教員数も基準を満たしており、また、専任教員の年齢構成も全体としてバランスが取れている。教員の採用・昇任は組織的に行われており、採用については公募制がとられている。

大学の事務組織は、「事務組織及び事務分掌を定める規程」に基づき、大学事務局に教務、学生、広報、国際交流、会計及び総務の各係が置かれており、それらの業務は、極めて小規模な事務体制をもって運営されている。職員の採用については、理事長が必要と判断したときに公募することとしている。

法人の管理運営については、寄附行為の定めに従い理事会、評議員会が開催されている。

また、大学については、意思決定機関として教授会のほかに「大学院評議会」が設置され、大学運営の効率化を図っている。管理部門と教学部門の連携も適切に行われている。しかし、大学が開設された平成 17(2005)年度以降に自主的な自己点検・評価が実施されていないので、改善が必要である。

財務状況については、大学単独では大幅な支出超過の収支状況にあり、法人全体に占める大学の帰属収入の規模は比較的小さく、近年 2 度にわたる多額の有価証券の減損処理をしたにも関わらず、法人としての財政基盤は安定している。

設置基準上必要な校地、校舎などは確保されており、また、図書館、情報設備なども規模に相応して整備されている。

大学が有する物的・人的資源の社会への提供は、IT 関係団体の会合、勉強会、交流会などへの施設・設備の提供やさまざまな分野のスペシャリストによる特別講演会や産学連携事業の成果を紹介するネットワークセミナーの開催など幅広く行われている。

組織倫理に関しては、学校法人コンピュータ総合学園としての就業規則、「職員としての姿勢」などに規定されているほか、各種の規程が定められており、折に触れ学長などから訓示などにより周知徹底が図られている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学は、電子専門学校（専修学校）を母体とする専門職大学院大学である。学園創設時に掲げられた校訓「誠実・努力」を平成 17(2005)年の大学設置などを契機として基本理念「私たちは、人材の育成を通じて社会や経済活動を豊かなものにします」と改めて定めた。基本理念は全常勤教職員が持つハンドブックや学校案内、学生便覧及びホームページに掲載され、広く学内外に周知されている。

また、大学の目的である「神戸情報大学院大学は、人間力を有する高度 ICT 人材の育成を目的とする」は学則に規定され、学校案内、学生便覧及びホームページに掲載され、広く学内外に周知されている。

教職員オリエンテーションの資料である「学園ステートメント」において、法人や大学及び専門学校の「ミッション（存在目的）」「バリュー（行動規範）」「ビジョン（近い将来のあるべき姿）」を示している。基本理念はその中の「ミッション（存在目的）」をより明確に定めたものである。また、校訓「誠実・努力」は「バリュー（行動規範）」の中に受継がれている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学は 1 研究科、1 専攻（専門職学位課程：入学定員 30 人）からなる専門職大学院大学であり、付属施設として「メディアセンター兼図書館」が設置されている。教育研究組織の構成などは全体としては適切である。平成 23(2011)年 4 月から「大学院評議会」を置くなど、教育研究の基本的な運営組織が再整備され、組織間においても相互に連携をとって、より適切に運営されるようになった。

専門職大学院大学における教養教育を「人間力」というコンセプトで推進している。その「人間力」育成のための教養教育は、主として入学前から実施される「特別集中講義」と「ヒューマンスキル科目群」で行われている。また、IT 関連の技術者や研究者に限定せず、さまざまな分野で活躍する外部講師を招へいし、特別講演会を開催している。

教育研究に関わる事項の意思決定は教授会で行われ、大学院運営に関する重要事項や緊急案件の意思決定は教授会から授権された「大学院評議会」で行われている。各委員会は適切に配置され学習者の要求に適宜対応している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている

【判定理由】

教育目的を達成するための教育課程の編成方針は、基礎領域から専門領域に進み、育成する人材像に到達する教育アーキテクチャとして全体的にふかんでるように図式化されている。教育課程はカリキュラムロードマップとして体系的な履修モデルに具現され、学生がどのような手順で知識・技術を習得すれば育成人材像に到達できるか一目でわかるように配慮されている。

教育目的の達成のために、授業科目が 2 か月単位で完結する短期集中型の 6 学期制（1 学期 8 週）の採用、講義・演習科目で十分な知識を習得してから実験・実習科目で技術を体得できるカリキュラム設計となっている。また、多くの授業科目の昼夜開講制、特定課題研究による研究テーマに対する積極的な取り組みや自立的態度の醸成など、教育内容・方法に特色のある工夫がなされている。

また、小規模組織の特性を生かして、学生個々人に適切な教育サービスを提供しようと努力している。その中には、学生の学習目標への到達度を点検・評価するために「IT スキル」や「人間力」について学生自身によるアセスメントを実施し、学生自身が到達度を点検・評価できる仕組みがあり、教育目的の達成に結び付けられている。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーは明確に規定され、募集要項、学校案内及びホームページに記載され、周知されている。入学者選抜は「一般選抜」と「社会人特別選抜」の 2 つの方式により多様な人材の受入れにも配慮され行われており、収容定員や入学定員に対する充足率やクラスサイズともに適切である。

学生への支援は事務局が相談窓口となるほか「学習アドバイザー」として専任教員が常駐し、指導教員と学生委員会との連携のもとに行っている。また、意見のくみ上げは、学長・副学長との面談のほか、学生と教員の意見交換の場である「ティーパーティ」を通じても行われている。学習促進のための「学習アセスメント」を含め、全体にきめ細かい支援がなされている。中途退学者は少なく留年者に対しても適切な指導が行われている。

クラブ活動などは行われていないが、「学生の学会発表支援制度」などで支援を行っており、適切である。奨学金は「特待生制度」のほか、留学生に対する「外国人学費援助奨学生制度」を設けている。定期健康診断の実施、学生の相談室などの厚生面については、一層の充実が期待される。

就職指導は、法人本部就職センターを中心として指導教員との連携で行っており、専門職大学院であることから、教育課程すべてがキャリア教育に直結している。

【改善を要する点】

- ・学校保健安全法に則って、定期健康診断を実施するよう改善が必要である。
- ・学生相談室がないので、プライバシーを保ち、ハラスメント問題を含む各種の相談に対応できる体制を整備するよう改善が必要である。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

専任教員数、教授数は設置基準に定められた数を確保しており、実務家教員数も基準を満たしている。専任教員の年齢構成について、全体のバランスはとれている。専任・兼任教員のバランスも全体としては適切である。教員の配置は概ね妥当であり、主要科目は教授または准教授が担当しており、実務的要素が強い情報アーキテクチャ領域に関しては、実務経験豊富な講師と兼任教員が担当している。

教員の採用・昇任については組織的に行われており、採用については公募制がとられている。専任教員の担当授業時間数にはやや偏りが見られるので、教員の研究を促進するために基準を明確化しバランスのとれたものとすることが期待される。研究費は適正に配分されており、外部資金獲得への努力、学会発表の促進などにより、教員の研究を活性化す

る方向が示されている。

FD(Faculty Development)活動の一環として授業アンケートが行われている。教育研究活動の活性化のために、研究室での指導状況を記録し、教員が相互に共有し活用する仕組みを導入しており、有効に機能するよう試行している。

【参考意見】

- ・ 専門職大学院は高度専門職業人の養成を目的としていることから、教育のための研究が促進されるよう、教員研究費について一層の配慮が望まれる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の事務組織は、「事務組織及び事務分掌を定める規程」に基づき、大学事務局に教務、学生、広報、国際交流、会計及び総務の各係が置かれており、それらの業務は、極めて小規模な事務体制をもって運営されている。

職員の採用は、理事長が必要と判断したときに公募することとしている。また、職員の能力及び適性評価を行うために目標管理制度が導入されており、半年ごとに事務局長が個々の職員に対して行う育成面接を主体とする総合的な人事考課を実施し、その結果を賞与や昇給に反映している。

職員の資質・能力の向上に対する取組みについては、人員の関係から OJT を基本としており、外部の研修会への派遣は、大学事務を遂行する上で最低限必要とされるものに限られている。

教育研究支援のための事務体制については、教授会や各種委員会の庶務業務を職員が担当するほか、教員研究費の一括管理や円滑な学事運営を支援するための「教員マニュアル」を作成することで教員の事務負担の軽減に努めており、小規模の事務体制ながら一定の教員支援は機能している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人の管理運営については、寄附行為の定めに従い理事会、評議員会が開催されている。また、理事長は、理事長の諮問機関である「経営会議」の意見を聞き、日常の業務について迅速な意思決定を行っている。

大学については、意思決定機関として「教授会」のほかに「大学院評議会」が設置され、

大学運営の効率化を図っている。また、副学長と事務局長は、「経営会議」「大学院評議会」及び「教授会」の構成員となっており、管理部門と教学部門の連携協力は適切に機能している。

法令で定める大学独自の自己点検・評価については、「経営品質向上化委員会」を設置したが、未だ実施されていないことから、早急な対応が必要である。認証評価の受審のための自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会」を設置し、組織的に取り組んでいる。専門職大学院として5年ごとに受けることが法的に義務付けられている分野別評価については、平成21(2009)年に「認証評価基準に適合している」との評価結果を「外部検証委員会」から得ており、当該「自己点検書」と評価結果は、ホームページを利用し広く学内外に公表されている。

【改善を要する点】

- ・ 評議員現員数が理事現員数の2倍を超える数に1人不足している状況にあることから、評議員数の充足について改善が必要である。
- ・ 大学独自の自己点検・評価について、開学以来、本認証評価受審までに実施されていないので、早急な改善が必要である。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

財務状況については、大学単独での収支状況は大幅な支出超過となっており、法人全体に占める大学の帰属収入の割合は比較的小さい。また、平成20(2008)年度と平成22(2010)年度の2度にわたって多額の有価証券の減損処理が行われた。しかしながら、法人全体のストックベース（貸借対照表上）では、なお大幅な収入超過となっており、財政基盤は安定している。

会計処理は、併設校も含め法人本部において一元管理され、予算についてはその精度を高める余地はあるものの、決算については学校法人会計基準に従い適切に処理されている。

監事の職務については、その執行に関して今後一層充実を図る余地はあるものの、概ね適正に機能している。

財務情報の公開については、学内掲示板に掲載するほか、申請があった場合に閲覧できる体制が整備されており、ホームページへの掲載も今後予定されている。

外部資金の導入については、産業技術大学院大学との共同プロジェクトに参加するなど積極的に努力している。

【参考意見】

- ・ 財務情報について、速やかにホームページに掲載し、広く公開することが望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

設置基準上必要な校地、校舎などは確保されており、また「メディアセンター兼図書館」、情報設備なども規模に相応して整備されている。書籍数は少ないものの、教育目標達成に必要な配慮はなされており、今後、少しずつ増やす方向にある。「メディアセンター兼図書館」の開館時間は、平日は 8 時から 22 時 30 分、土曜日は 8 時から 19 時 30 分の間となっており、学生にとって利用しやすくなっている。

建物、電気設備及び消防設備などは、法人本部総務部の施設担当者が中心となって、法令などに基づき、定期的に点検・検査し、必要に応じて補修整備を行っている。設備の安全性確保に関しては、耐震診断を実施する方針を定め、更に安全性を確認することとなっている。バリアフリーは完全には実施されていないが、今後必要に応じて対応していくこととしている。

学内の教室、事務室などの部屋は全て冷暖房、無線 LAN が整備されており、快適な学習環境が整っている。

【改善を要する点】

- ・耐震診断を早急の実施し、必要な措置を講ずるよう改善が必要である。

【参考意見】

- ・校舎施設などのバリアフリー化に努めることが望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学が有する物的・人的資源の社会への提供については、IT 関係団体の会合、勉強会、交流会などへの施設設備の提供やさまざまな分野のスペシャリストによる特別講演会、産学連携事業の成果を紹介するネットワークセミナーの開催、各種 IT 関連のイベントにおける研究成果の公開及び関西社会人大学院連合が主催するセミナーの実施など幅広く行われている。

教育研究の充実、向上を目的として多くの外国大学との交流や提携が図られている。国内の大学や研究機関及び企業との連携プロジェクトの実施についても積極的に推進している。

地域社会との連携も重視しており、「地域 ICT 推進協議会」などの地域団体に加盟、参

画するほか、地元地区の商業関係者グループに対するコミュニケーションツールである「Facebook」の講習会の開催や、当該グループのホームページを作成するなど、専門分野である IT 技術を利用した地域の発展・活性化に貢献している。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織倫理に関しては、学校法人コンピュータ総合学園としての就業規則、「職員としての姿勢」や「個人情報保護規程」「公益通報者保護規程」などを定めている。また、大学としての「公的研究費の管理・監査の実務指針」などを定めており、折に触れて学長や副学長からの訓示などによりその周知徹底を図っている。

施設設備の日常的安全対策については、IC チップを内蔵した職員証及び学生証により厳重に管理されており、また緊急時の危機管理については学園全体として「災害発生時のマニュアル」を作成している。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく大学の教育情報の公開は適切に行われている。教育活動の成果に関する広報については、これまで 3 年に一度、研究集報「北野ウインズ」が発行されている。

